

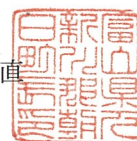


農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第1項に基づく農業者等の協議

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年2月22日

朝日町長 笹原靖直



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

泊地区、五箇庄地区、南保地区、山崎地区及び大家庄地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年2月22日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

プラン地区名	法人	個人	集落営農 (任意組織)	合計
泊地区	8	11	1	20
五箇庄地区	9	6	0	15
南保地区	6	6	1	13
山崎地区	11	25	0	36
大家庄地区	19	20	1	40

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

泊地区	担い手はあるが十分ではない
五箇庄地区	担い手はあるが十分ではない
南保地区	担い手はあるが十分ではない
山崎地区	担い手はあるが十分ではない
大家庄地区	担い手は十分確保されている

5 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構へ貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構へ貸し付ける。

6 地域農業の将来のあり方

農地の出し手や受け手双方の農業者の意向を確認しながら、担い手に農地を集積し、効率の良い農業経営を行う。また、地域の担い手相互が協力して、農地を効率的に利用調整し、経営することで、作業効率のよい農業経営を営む。